

特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について（特定有価証券開示ガイドライン）（平成 11 年 4 月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p>法第 2 4 条の 5（半期報告書及び<u>臨時報告書並びにそれらの写しの提出</u>）関係</p> <p><u>（災害による重大な被害を受けた資産から除かれる有価証券）</u></p> <p><u>2 4 の 5 - 4 特定有価証券開示府令第 29 条第 2 項第 5 号に規定する「有価証券」には、例えば、不動産等の取得に代えて当該不動産等を信託する信託の受益権を取得する場合における当該受益権など、実質的に有価証券以外の資産に該当するものと認められる有価証券は含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>（解散等に係る決定に至った理由の記載）</u></p> <p><u>2 4 の 5 - 5 特定有価証券開示府令第 29 条第 2 項第 14 号口に規定する「当該解散等に係る決定に至った理由」の記載に当たっては、解散等に係る決定に至った具体的な経緯を含めて分かりやすく記載することに留意する。</u></p>	<p>法第 2 4 条の 5（半期報告書及び<u>その写しの提出</u>）関係</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>